

市民参加実施予定シート

担当課：クリーンセンター

予定
令和6年4月1日時点

(1) 市民参加の手續の実施予定について

事業 タイトル	事業系ごみの出し方の見直しについて	市が考える 市民等への影響	メリット 事業系ごみの減量・資源化を促進できること。	
正式名称	ごみ収集事業・事業系ごみの出し方の見直しについて		デメリット 事業者が市の施設に搬入できるごみの量や種類が一部減少する。	
概要	市の一般廃棄物処理基本計画（平成31年3月）の基本施策「発生抑制の推進」、個別施策「6.事業系ごみの減量」を推進するにあたり、事業者のごみ減量や適正な排出を促進するため、一度に市に搬入できる量などの見直しを行うもの		上位計画の有無	無（流山市独自）

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り（ ）

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）	市民参加の手續を実施しないもの（第5条第2項の規定）
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）						
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	
複数 実施	審議会等	流山市廃棄物対策審議会 ・第1回 令和5年5月24日 ・第2回 令和5年7月18日 ・第3回 令和5年8月予定	・流山市廃棄物対策審議会 委員	1009622	廃棄物対策審議会	審議会については、市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例で定められた廃棄物対策審議会において審議する事項であるため。
	意見交換会	・流山市商工会議所への意見交換会 ・流山市一般廃棄物収集運搬許可業者への意見交換会 共に令和5年9月中旬予定	・商工会議所会頭及び常時 委員会理事等 ・一般廃棄物収集運搬業許 可事業者の代表者	1043257	-	意見交換会については、流山市内事業所の企業支援や地域経済活動に対して幅広い知見と経験を有する商工会議所及び、市内事業者から直接廃棄物の収集運搬を請け負い、事業系廃棄物への知見と経験を有する市の一般廃棄物業の許可業者に対し意見を募ることが必要であると考えたため。 時期については、廃棄物対策審議会からの答申後とした。

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和4年度		令和5年度											令和6年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
			第1回審議会		第2回審議会	第3回審議会	(意見交換会) 方針の決定	周知の準備期間		事業者への周知・啓発				施行日	

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
関連するHPの広報ID	令和5年9月1日	新たに対象事業の候補IDを作成したため			